

**首都直下地震時における安全運航確保要領（標準例）**

**令和2年3月3日**

**内閣府（防災担当）**

## 首都直下地震時における安全運航確保要領（標準例）目次

①	安全運航確保手段の意義・目的等	1～4
②	指定飛行経路	5～6
③	局地情報提供所候補地一覧表	7
④	全般情報提供エリア内における細部飛行要領	8～11
⑤	各種ノータムの一例	12～20
⑥	通話要領	21～23
⑦	関係機関等の連絡先	24
⑧	参考資料	
⑧-1	関係機関の行動の概要	25
⑧-2	地震発生直後からの措置フローチャート	26～27
⑧-3	安全運航確保要領確立のフローチャート	28
⑧-4	政府災害対策本部と都県災害対策本部の安全確保手段の決定権について	29～30
⑧-5	空域区分及びエリア名称	31
⑧-6	通信設定要領	32
⑧-7	エリアC及びエリアDの上限高度の考え方	33
⑧-8	指定飛行経路の進入・離脱点（位置通報点）の上空写真	

① 安全運航確保手段の意義・目的等

安全運航確保手段	意義・目的	設定条件	考慮事項	設定基準	航空機の行動等
<p>一定空域での飛行の注意喚起、自粛要請等</p>	<p>○地震発生直後の錯綜、幅員の確保（その後の変更を含む） ○多数のヘリコプターの活動が予想される空域に対する注意喚起、不要不急の飛行の自粛要請 ○ヘリコプターに危険のある被害が予想される空域の飛行を回避 ○ヘリコプターの飛行によるサイレントタイムへの影響が予想される空域の飛行を回避 ○天候不良による基準高度等が維持できない空域での危険回避 ○ヘリコプターに対する無人航空機からの危険回避</p>	<p>○「東京都区部5強以上又は1都3県6弱以上」の後の変更を含む ○地震発生後に、多数のヘリコプターの活動が予想される場においては政府対策本部が必要と判断した場合 ○火災、施設の破損等のヘリコプターの飛行に危険のある被害が予想される場合 ○ヘリコプターの飛行によるサイレントタイムへの影響が予想され、災害応急対策活動へ支障を及ぼす恐れがある場合 ○天候不良等により指定飛行経路、基準高度等が維持できないと予測されるとき場合 ○地震発生後に多数のヘリコプターにおいて、無人航空機の運航が予想される場合又はその情報を入手した場合 ・「東京都区部5強以上又は1都3県6弱以上」の状況において政府対策本部が設置された場合</p>	<p>○判別容易な地形・地物・地名により設定 ○地震発生直後は、注意喚起を自動的に実施 ○サイレントタイムに対しては飛行の自粛要請を実施 ○天候不良に対しては必要に応じて飛行の自粛要請及び飛行機数の制限を実施</p>	<p>○状況に応じて必要最小限のエリア、高度等を設定 ○政府対策本部が設置されるまでの間地震発生直後に、注意喚起を自動的に行う際の条件は本文にあるとおり。</p>	<p>○注意喚起、自粛要請に従い飛行 ○情報提供内容に留意して飛行</p>
<p>無人航空機運航者に対する協力要請等</p> <p>指定飛行経路 インバウンド（都心部方向） 指定飛行経路 アウトバウンド（都心部外方向） 指定飛行経路の設定</p>	<p>○都心部外方向から都心部の被災地周辺空域に進入するヘリコプターが飛行する経路 ○災害活動ヘリコプターの設定 ○被災地周辺空域から都心部外方向へ離脱するヘリコプターが飛行する経路 ○災害活動ヘリコプターの設定 ○天候不良により指定飛行経路、基準高度が維持できないと予測される場合の飛行経路の変更</p>	<p>○2つの進入離脱点を結ぶ線として、主に道路、河川、線路等の概略地線目標を基準として基準線を設定 ○基準線（経路の中心線）を中心とした幅及び基準高度から上限、下限として設定された高度の範囲内で飛行し、進入・離脱点を右に見るように飛行</p>	<p>○必要に応じて無人航空機の自粛要請を実施 ○政府対策本部又は都県災害対策本部は、無人航空機の飛行に係る情報を周知</p>	<p>○航空法及び無人航空機の安全な飛行のためのガイドライン ○基準線の高度（基準）：2,100ft ○幅：1NM（基準線を中心に左右0, 5NM） ○高さ：基準高度から上下100ft ○基準線の高度（基準）：2,400ft ○幅：1NM（基準線を中心左右0, 5NM） ○高さ：基準高度から上下100ft</p>	<p>○災害活動ヘリコプター等が適宜の進入離脱点から指定飛行経路に対する進入・離脱を行い飛行 ○指定飛行経路を利用しないヘリコプターは指定飛行経路を避け、同一高度を横切らない。 ○経路上の高度が任意となった場合、天候に合わせた飛行高度を各ヘリコプターが確保 ○災害活動ヘリコプター以外は、最低安全高度を遵守</p>

安全運航確保手段	意義・目的	設定条件	考慮事項	設定基準	航空機の行動等
指定飛行経路の進入離脱点（位置通報点）	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定飛行経路上に設定し、指定飛行経路への進入離脱を行う際に必ず通過する点</li> <li>当該情報提供所に通過通報を行う点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定飛行経路を設定した場合（平素からマニュアル別冊に規定）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>著名な地形・地物を選定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高度：指定飛行経路と同じ</li> <li>AIPに記載されている各飛行場の目視位置通報点を優先的に使用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定飛行経路への進入離脱を行う際は、適宜の進入離脱点を通じて全般情報提供所に通過通報</li> </ul>
エリアA（全般情報提供エリア2,000ft以上3,000ft未満）	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害活動ヘリコプターや報道ヘリなど、被災地上空で活動を行うヘリコプター等と、被災地周辺空域において飛行する有視界飛行の航空機の使用空域を分離して、安全を確保する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該空域の飛行に有益な情報を提供する必要があり、政府災害対策本部が判断した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災地上空の移動のための空域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全般情報提供エリア内、高度2,000ft以上3,000ft未満の空域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全般情報提供所との通信設定を行う。実施不能の場合、航空機相互通信設定を行う。</li> <li>指定飛行経路を利用しないヘリコプターは、当該経路を同一高度で横切らない。</li> </ul>
エリアB（全般情報提供エリア2,000ft未満）	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災地上空において、災害活動ヘリコプター及び民間ヘリコプター等が混在して活動する空域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害活動ヘリコプターや報道ヘリなど、被災地上空で活動を行うヘリコプター等の機数が多く、高度空域を区分しなければ、相互の活動を支障をきたす恐れがあり、政府災害対策本部が判断した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害活動ヘリコプターのうち情報収集で活動するもの及び民間ヘリコプター等が飛行する空域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全般情報提供エリア内、高度2,000ft未満。原則としてエリアC及びエリアDを含まない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>航空機相互間通話用周波数の通信設定を基本とする。</li> </ul>
エリアC（局地情報提供エリア）	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災地周辺空域の時にヘリコプターの輻輳が予想される離着陸場周辺空域における局地的な航空交通情報提供を行う空域</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、災害活動ヘリコプターのみが飛行する空域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>半径約1～3NM、高度1,700ft以下の空域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害活動ヘリコプター以外のヘリコプターは、局地情報提供所からの進入可能な旨情報提供を受けた場合、飛行可能</li> </ul>
エリアD（応急対策活動重点エリア）	<ul style="list-style-type: none"> <li>全般情報提供エリア内において、災害活動ヘリコプターが多数活動する空域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>震度6強以上の地域において、エリアを設定しなければ、飛行に危険が生じると政府災害対策本部が判断した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、災害活動ヘリコプターのみが飛行する空域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当初は、震度6強以上の空域の上空1,300ft以下の空域とし、被害状況等に応じて逐次修正</li> <li>江東フライトサービス、調布フライトサービスの空域を除いて設定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害活動ヘリコプター以外は、原則としてエリア内を飛行しない。</li> </ul>

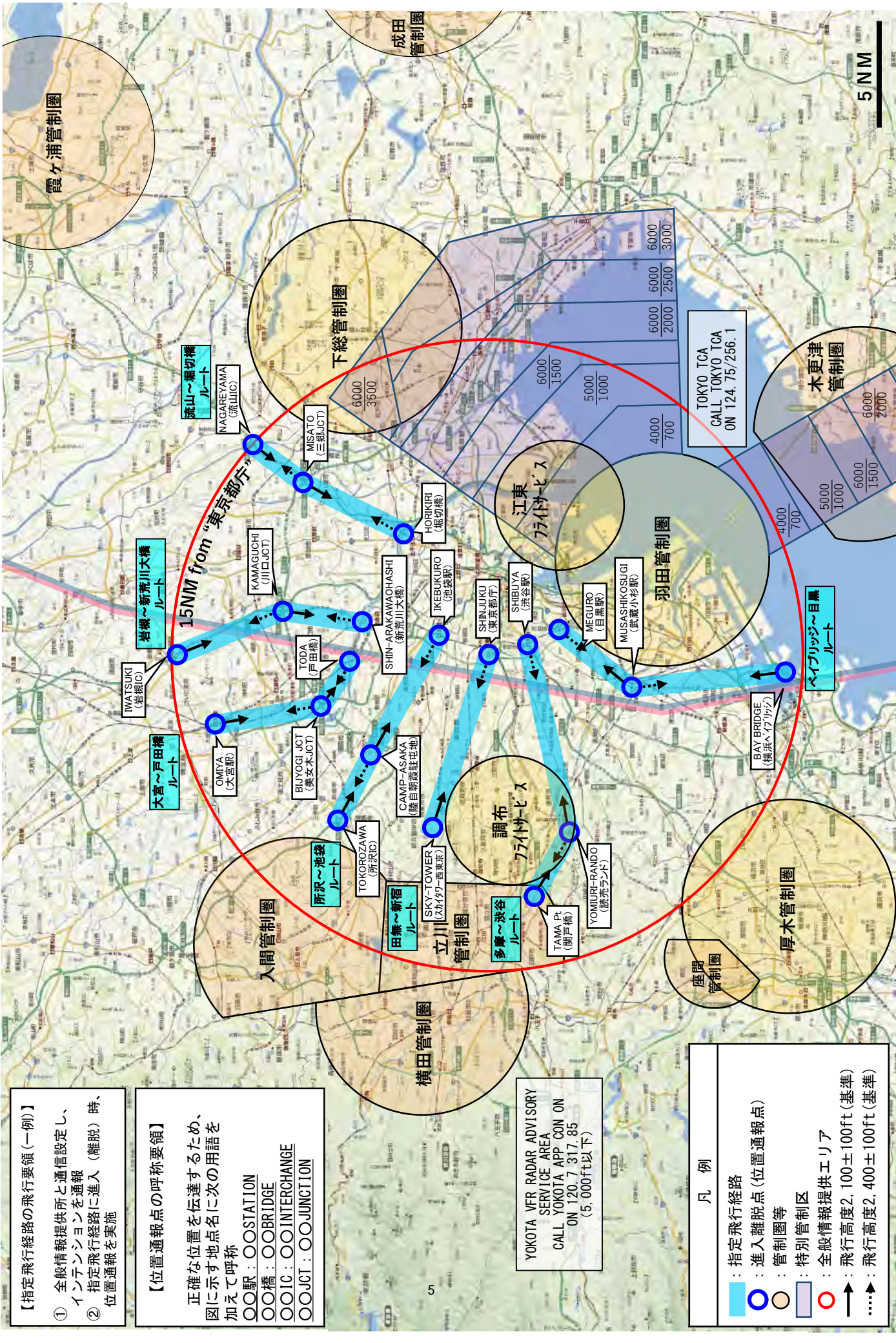
安全運航確保手段	意義・目的	設定条件	考慮事項	設定基準	航空機の行動等
全般情報提供エリア	○被災地周辺空域の全般的な航空交通情報提供を行うエリア	○当該空域の飛行に有益な情報を提供する必要があると政府災害対策本部が判断した場合	○羽田・横田と通信設定を行った機に2次レーダーコードを付与 ○飛行場管制業務・飛行場情報提供業務・局地情報提供業務又は臨時情報提供業務行われているエリアにおいては、これらの管制・情報提供を優先する。 ○東京ターミナル管制所、横田ターミナル管制所が運営 ○周波数は、本文参照	○羽田・横田のレーダーエリア ○ドバイザリー業務が可能な空域以内において、特にヘリが輻射する空域を選定して範囲を設定 ○範囲：東京都庁を中心に半径約15NM ○高度：3,000ft未満	○全般情報提供所（東京TCA、横田APCH）と通信設定 ○インテンション明示 *提供する情報：TC A業務に加えて、操縦士に対して ①各局地情報提供エリア内の状況 ②指定飛行経路上の状況 ③その他、操縦士からの要求によるもの
全般情報提供所	○全般情報提供エリアにおいて、全般的な航空交通情報の提供を行う組織	○全般情報提供エリアを設定した場合	○1又は複数の離着陸場を包含 ○最もヘリコプターが輻射する空域を選定して設定 ○飛行場管制業務・飛行場情報提供業務が行われているエリアに近接する場合は、これらのエリアと競合しないよう設定	○半径：約3NM ○高度：1,700ft ○1～4ヶ所程度（関東周辺の一部のみを使用する場合）	○局地情報提供所と通信設定 ○インテンション明示 *提供する情報：全般情報提供所に対して ①自己エリア内の総機数・機種 ②自己エリア近傍を飛行している機に有益な情報 操縦士に対して ①離着陸する順序、上空待機方法、安全に関する助言等 ②その他、操縦士からの要求によるもの
局地情報提供エリア	○概ね山手線内でヘリコプターの輻射が予想される空域の局地的な航空交通情報提供を行うエリア	○当該空域の飛行及び離着陸場への離着陸、進入離脱に有益な情報を提供すると政府災害対策本部が判断した場合	○山手線内において、当該空域の飛行及び離着陸場への離着陸、進入離脱に有益な情報を提供すると政府災害対策本部が判断した場合	○半径：約3NM ○高度：1,700ft	①自己エリア内の総機数・機種 ②自己エリア近傍を飛行している機に有益な情報 操縦士に対して ①離着陸する順序、上空待機方法、安全に関する助言等 ②その他、操縦士からの要求によるもの
局地情報提供所	○局地情報提供エリアにおいて、局地的な航空交通情報の提供を行う組織	○局地情報提供エリアを設定した場合	○自衛隊により開設・運用 ○目視及び努めてレーダーを使用	○半径：約1NM ○高度：1,700ft	

航空交通情報の提供

安全運航確保手段	意義・目的	設定条件	考慮事項	設定基準	航空機の行動等
<p>臨時情報提供エリア</p>	<p>○被災地周辺空域において臨時的な航空交通情報提供を行うエリア</p>	<p>○当該空域の飛行に有益な情報を提供する必要があると政府災害対策本部が判断した場合</p>	<p>○飛行場管制業務、飛行場情報提供業務、全般情報提供業務又は局地情報提供が行われているエリアにおいては、これらの管制・情報提供を優先する。</p>	<p>○細部はその都度示す。</p>	
<p>臨時情報提供所</p>	<p>○臨時的な航空交通情報の提供業務を行う組織</p>	<p>○臨時情報提供エリアを設定した場合</p>	<p>○当該空域における災害応急対策活動に従事し、かつ情報提供能力を有する航空機、機関等により運営</p>	<p>○細部はその都度示す。</p>	
<p>臨時情報提供航空機等</p>	<p>○被災地周辺空域において、臨時的な航空交通情報の提供業務を行う航空機、機関等</p>	<p>○臨時情報提供エリアを設定した場合</p>	<p>○当該空域における災害応急対策活動に従事し、かつ情報提供能力を有する航空機、機関等により運営</p>	<p>○細部はその都度示す</p>	
<p>飛行機数の制限</p>	<p>○被災地周辺空域又は特に輻輳している空域において、輻輳している空域におけるヘリコプター等の飛行機数を制限</p>	<p>○指定飛行経路等の設定及び航空交通情報提供等の手段を講ずる場合、なお輻輳についての報告がなされた場合</p>	<p>○災害応急対策活動等の優先順位の高いヘリコプターを優先</p> <p>○関係機関とエリア・飛行目的等を調整</p>	<p>○状況に応じて必要最小限のエリア、時間を設定</p>	<p>○調整、要請に基づき、設定されたエリア、時間内の飛行は自粛する。</p>
<p>場外離着陸場の管理</p>	<p>○離着陸、局地情報提供所に必要な適地の確保及び離着陸の誘導</p>	<p>○局地情報提供所等の開設についてヘリコプター運航機関に通知された場合</p>	<p>○平素から適地を選定・準備し、発災後直ちに確保、他の目的との競合を回避</p> <p>○主としてヘリコプター運航機関が誘導員を配置</p>	<p>○避難者等の流入回避、障害物除去</p> <p>○必要な表示・吹流し・照明等の設置</p> <p>○可能な限り誘導員配置</p>	



# 指定飛行経路



【指定飛行経路の飛行要領（一例）】

- ① 全般情報提供所と通信設定し、インテンションを通報
- ② 指定飛行経路に進入（離脱）時、位置通報を実施

【位置通報点の呼称要領】

正確な位置を伝達するため、図に示す地点名に次の用語を加えて呼称

○○駅：○○STATION  
 ○○橋：○○BRIDGE  
 ○○IC：○○INTERCHANGE  
 ○○JCT：○○JUNCTION

YOKOTA VFR RADAR ADVISORY  
 CALL YOKOTA APP CON ON  
 ON 120.7 317.85  
 (5,000ft以下)

凡例

- 指定飛行経路
- 進入離脱点（位置通報点）
- 管制圏等
- 特別管制区
- 全般情報提供エリア
- 飛行高度2,100±100ft（基準）
- 飛行高度2,400±100ft（基準）

指定飛行経路進入・離脱点（位置通報点）一覧表

ルート	地名	緯度	経度	UTM	備考
ベイブリッジ目黒	BAY BRIDGE	N3527.28	E13940.23	54SUE79672426	
	MUSASHIKOSUGI	N3534.45	E13939.76	54SUE78883755	
	MEGURO	N3537.01	E13942.02	54SUE83734397	
多摩～渋谷	TAMA Pt	N3539.68	E13927.84	54SUE60154660	
	YOMIURI-RANDO	N3537.04	E13931.78	54SUE65754337	
	SHIBUYA	N3539.55	E13942.31	54SUE82394684	
田無～新宿	SKY-TOWER	N3544.06	E13931.96	54SUE66435557	
	SHINJYUKU	N3541.14	E13941.12	54SUE81615029	
	TOKOROZAWA	N3548.26	E13931.93	54SUE67246364	
所沢～池袋	CAMP-ASAKA	N3546.09	E13935.54	54SUE72986056	
	IKEBUKURO	N3543.99	E13942.32	54SUE83435477	
	OMIYA	N3554.74	E13937.92	54SUE75737446	
大宮～戸田橋	BIJYOGI	N3549.95	E13938.21	54SUE77306513	
	TODA	N3547.61	E13941.64	54SUE81136255	
	IWATSUKI	N3556.8	E13941.74	54SUE81917777	
岩槻～新荒川大橋	KAWAGUCHI	N3551.66	E13944.26	54SUE85676839	
	SHIN-ARAKAWAHASHI	N3547.2	E13943.89	54SUE84706140	
	NAGAREYAMA	N3552.41	E13953.28	54SVE00707099	
流山～堀切橋	MISATO	N3550.06	E13951.36	54SUE96976637	
	HORIKIRI	N3544.07	E13949.11	54SUE93235639	

○ 緯度経度及びUTMは地理院地図（電子国土Web）を使用（<https://maps.gsi.go.jp/>（最終アクセス令和元年7月15日））

○ 緯度経度の秒は航空機搭載機器に合わせて10進法で表示



### ③ 局地情報提供所候補地一覧表

#### 東京都

候補地 NO.	局地情報提供所候補地	所在地	離着陸の可否			管制器材設置可否	
			大型ヘリ	中型ヘリ	小型ヘリ	無線車	レーダー
1	東京都立駒沢オリンピック公園	世田谷区駒沢公園1番1号	○	○	○	○	○
2	東京都立和田堀公園	杉並区大宮1丁目6番地	△	○	○	○	×
3	東京都立篠崎公園	江戸川区篠崎1丁目25番地	○	○	○	○	○
4	東京都立城北中央公園	板橋区桜川1丁目4番	○	○	○	○	△
5	東京都立舎人公園	足立区舎人公園	○	○	○	○	○
6	東京都立水元公園	葛飾区水元公園4番地	○	○	○	○	○
7	東京都立葛西臨海公園	江戸川区臨海町6-2-1	○	○	○	○	○
8	東京都立木場公園	江東区木場4丁目	×	○	○	○	○
9	東京都立小金井公園	小金井市閑野町1-13-1	○	○	○	○	○
10	東京都立神代植物公園	調布市深大寺元町5-31-10	×	○	○	○	×
11	東京都立武蔵野の森公園	府中市朝日町3-5-12	○	○	○	○	△

#### 神奈川県

候補地 NO.	局地情報提供所候補地	所在地	離着陸の可否			管制器材設置可否	
			大型ヘリ	中型ヘリ	小型ヘリ	無線車	レーダー
12	総合防災センター総合訓練場	厚木市下津古久280	○	○	○	○	○
13	県立体育センター	藤沢市善行7-1-2	○	○	○	○	○
14	県立保土ヶ谷公園	横浜市保土ヶ谷区花見台110	○	○	○	○	△
15	三ツ沢公園陸上競技場	横浜市神奈川区三ツ沢西町3-1	○	○	○	○	△

#### 埼玉県

候補地 NO.	局地情報提供所候補地	所在地	離着陸の可否			管制器材設置可否	
			大型ヘリ	中型ヘリ	小型ヘリ	無線車	レーダー
16	埼玉スタジアム2002公園	さいたま市緑区大字中野田外	△	○	○	○	△

#### 千葉県

候補地 NO.	局地情報提供所候補地	所在地	離着陸の可否			管制器材設置可否	
			大型ヘリ	中型ヘリ	小型ヘリ	無線車	レーダー
17	千葉県総合運動場	稲毛区天台町285	△	○	○	○	×

#### 防衛省

候補地 NO.	局地情報提供所候補地	所在地	離着陸の可否			管制器材設置可否	
			大型ヘリ	中型ヘリ	小型ヘリ	無線車	レーダー
18	市ヶ谷駐屯地	新宿区市谷本村町5-1	-	-	-	○	×

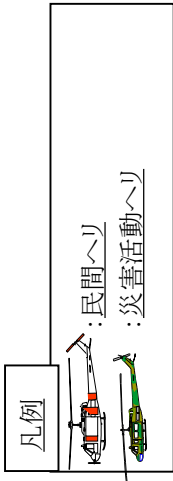
【凡例】

○：可能 △：制限あり ×：不可能

使用周波数 : 122.95MHz 123.25MHz 131.8MHz 135.85MHz

# ④ 全般情報提供エリア内における細部飛行要領 (イメージ図)

## 1 空域区分等 - ① 発災直後 (ノータム発出後)



### 全般情報提供エリア

(東京都庁を中心に半径約15NM、高度3,000ft未満)

周辺航空機



(3,000ft)

2,400ft (±100ft)

都心外方向

指定飛行経路

2,400ft (±100ft)

都心外方向

2,100ft (±100ft)

都心部方向

2,100ft (±100ft)

都心部方向

8

災害活動へリ

被災地域上空で活動する民間へリ

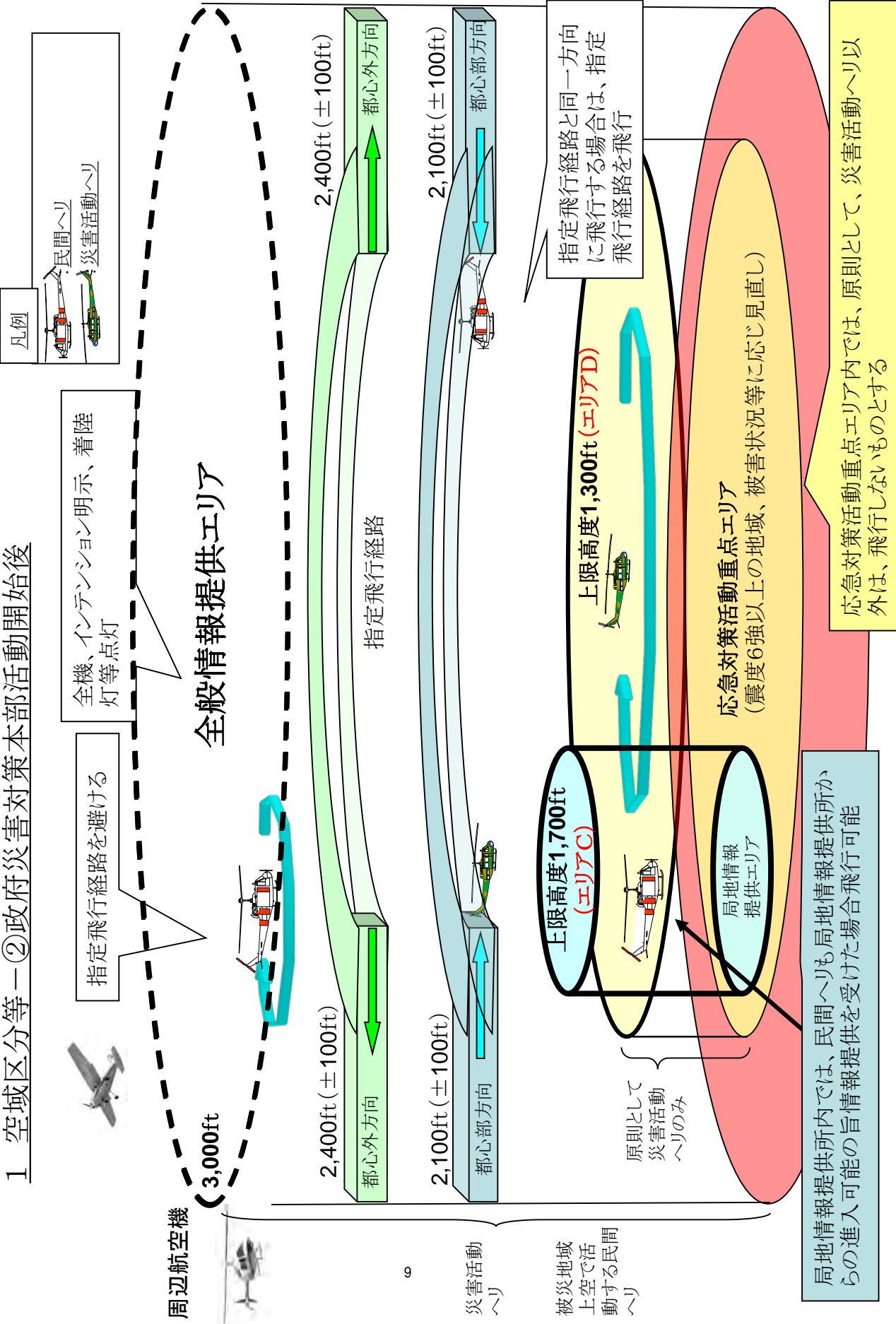


主として情報収集に任ずる災害活動へリ

災害活動へリを優先して不要不急の飛行はできる限り回避

# ④ 全般情報提供エリア内における細部飛行要領 (イメージ図)

## 1 空域区分等 - ②政府災害対策本部活動開始後



# ④ 全般情報提供エリア内における細部飛行要領 (イメージ図)

## 1 空域区分等 - ③ 応急対策活動本格化後



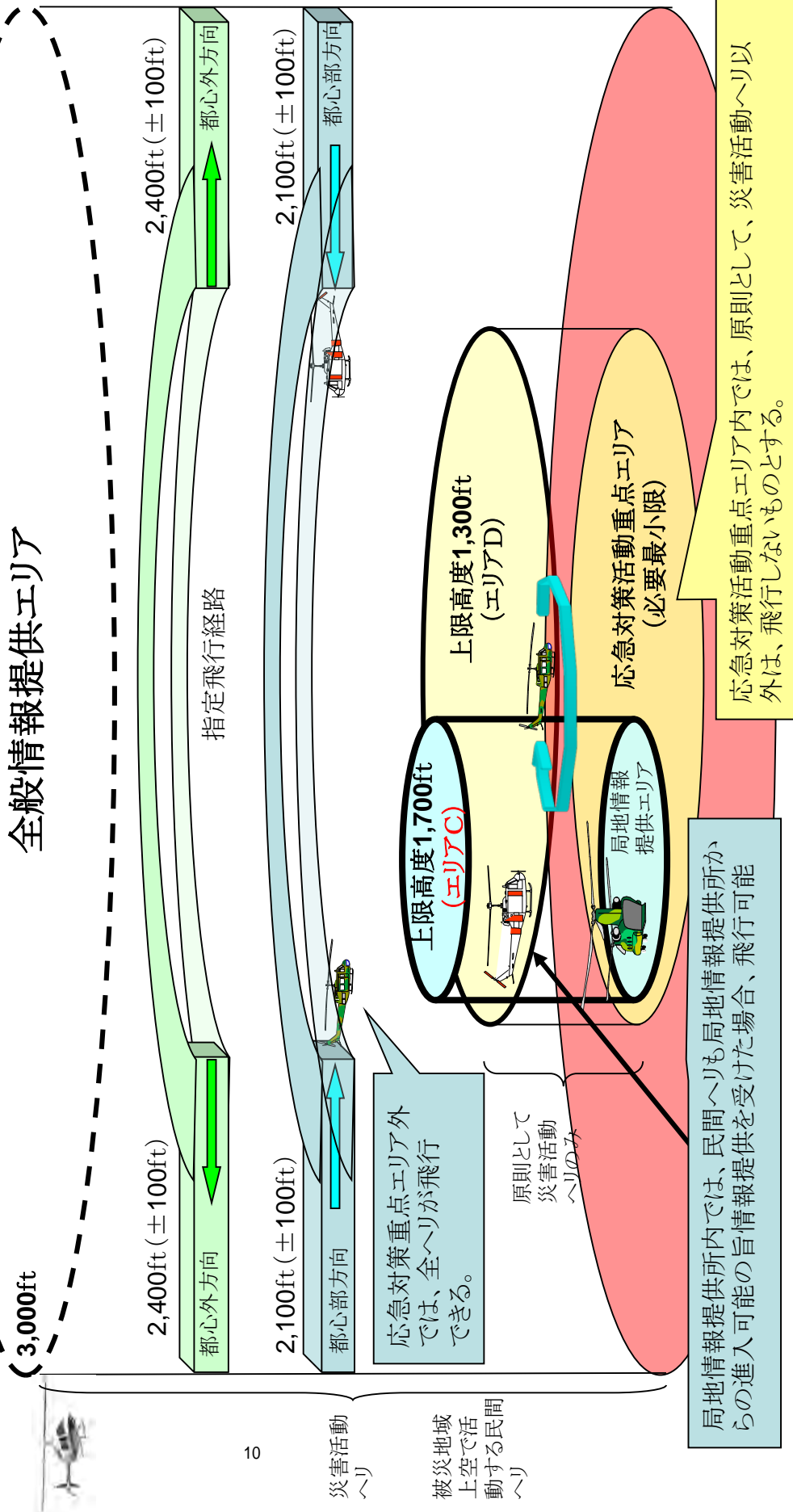
周辺航空機

全機、インテンション明示、着陸灯等点灯

凡例



### 全般情報提供エリア



2,400ft (±100ft)

2,100ft (±100ft)

都心外方向

都心部方向

指定飛行経路

上限高度1,700ft (エリアC)

上限高度1,300ft (エリアD)

応急対策活動重点エリア (必要最小限)

応急対策重点エリア外では、全へリが飛行できる。

原則として 災害活動へリのみ

局地情報提供所内では、民間へリも局地情報提供所からの進入可能な旨情報提供を受けた場合、飛行可能

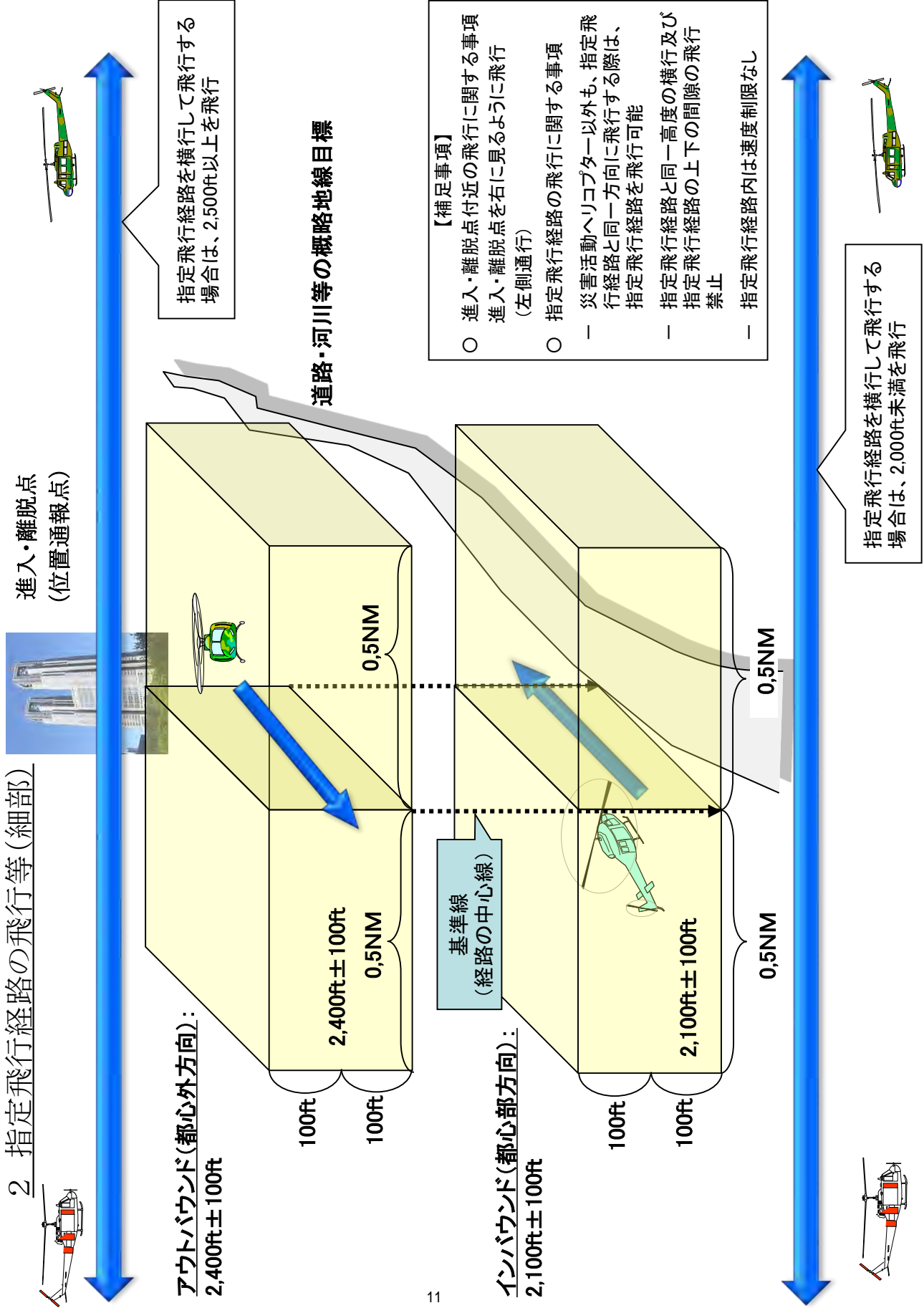
応急対策活動重点エリア内では、原則として、災害活動へリ以外は、飛行しないものとする。

災害活動へリ

被災地域上空で活動する民間へリ

# ④ 全般情報提供エリア内における細部飛行要領 (イメージ図)

## 2 指定飛行経路の飛行等(細部)





## ⑤ 各種ノータムの一例

首都直下地震ノータム例－1

マニュアル（本文） 第2章 第2項（2）ア 関連

地震発生直後において、政府災害対策本部等により安全運航確保要領の決定、及び同措置の周知が行われるまでの間、一定空域での飛行の注意喚起を行う。

ノータム本文（例）

A)RJTD B)xx09010930 C)UFN

E)ALL SMALL ACFT PAY SPECIAL ATTN TO THE OTHER TFC IN THE ABV FLW REGIONS DUE TO RESCUE OPS CONDUCTED BY FIRE AND DISASTER MANAGEMENT AGENCY, NATIONAL POLICE AGENCY, JAPAN COAST GUARD, JAPAN SELF DEFENSE FORCE, ETC.

REGIONS : TOKYO, KANAGAWA, CHIBA, SAITAMA AND TOKYO-BAY

F)SFC G)3000FT MSL

内容（例）

有効期間 : 20xx年9月1日9時30分から9月3日xx時xx分（日本時間）

注意喚起 : 全ての小型航空機は、次に示す地域上空を飛行する場合には、消防庁、警察庁、海上保安庁、防衛省等が救援活動を実施しているため、他機に対して特段の注意を払うこと。

地域 : 東京都、神奈川県、千葉県、及び埼玉県

高度 : 高度3,000フィート未満

マニュアル (本文) 第2章 第3項 (1) 輻輳の防止、解消のための要領ア 関連

マニュアルの適用及び安全運航確保要領に基づく措置として、一定空域での飛行の注意喚起、不要不急の飛行の自粛要請を行う。

ノータム本文 (例)

A)RJTD B)xx0901XXXX C)UFN  
E)ALL SMALL ACFT ARE REQUESTED TO AVOID UNESSENTIAL FLIGHT WI THE FLW AREA AS FAR AS POSSIBLE  
TO PREVENT AN UNSAFE CONGESTION OF ACFT.  
AREA : 15NM RADIUS OF TOKYO METROPOLITAN GOVERNMENT OFFICE(354135N1394131E)  
F)SFC G)3000FT AMSL

内容 (例)

有効期間 : 20xx年9月1日 x x時 x x分から9月3日 x x時 x x分 (日本時間)  
注意喚起 : 全ての小型航空機は、航空交通の輻輳を避けるため、次に示す空域での不要不急の飛行はできる限り避けること。  
空 域 : 東京都庁を中心とする半径15NM  
高度3,000フィート未満

マニュアル (本文) 第2章 第3項 (1) 輻輳の防止、解消のための要領イ 関連

マニュアルの適用及び安全運航確保要領に基づく措置として、指定飛行経路等を設定する。

ノータム本文 (例)

A)RJTD B)xx0901XXXX C)UFN

E)ESTABLISHMENT OF VFR CORRIDOR ETC. FOR VFR ACFT

1. AREA

15NM RADIUS OF TOKYO METROPOLITAN GOVERNMENT OFFICE EXC CTR, POSITIVE CONTROL AREA AND INFORMATION ZONE

ALT:3000ft to 2000ft

2. ESTABLISHMENT OF AREA B(BRAVO) AND AREA D(DELTA).

(1) AREA B

15NM RADIUS OF TOKYO METROPOLITAN GOVERNMENT OFFICE

ALT: BLW 2000ft EXC AREA C AND D

(2) AREA D(EMERG RESPONSE IMPORTANT AREA)

AREA : BOUNDED BY ○○、○○、○○、○○ AND ○○

ALT : BLW 1300FT

LOCAL TFC INFO SERVICE WI THIS AREA : ICHIGAYA ……

3. ESTABLISHMENT OF VFR CORRIDOR (ALT : INBOUND 2100±100FT, OUTBOUND 2400±100FT)

(1) NAGAREYAMA - HORIKIRIBASHI ROUTE (BETWEEN NAGAREYAMA AND HORIKIRI)

NAGAREYAMA MISATO HORIKIRI

(2) IWATSUKI - SHIN-ARAKAWAHASHI ROUTE (BETWEEN IWATSUKI AND SHIN-ARAKAWAHASHI)

IWATSUKI KAWAGUCHI SHIN-ARAKAWAHASHI

(3) OMIYA - TODABASHI ROUTE (BETWEEN OMIYA AND TODA)

OMIYA BIJYOGI-JCT TODA

(4) TOKOROZAWA - IKEBUKURO ROUTE (BETWEEN TOKOROZAWA AND IKEBUKURO)

TOKOROZAWA CAMP-ASAKA IKEBUKURO

(5) TANASHI - SHINJYUKU ROUTE (BETWEEN TANASHI AND SHINJYUKU)

TANASHI SHINJYUKU

(6) TAMA - SHIBUYA ROUTE (BETWEEN TAMA AND SHIBUYA)

TAMAP t YOMIURI-RANDO SHIBUYA

(7) BAY BRIDGE - MEGURO ROUTE (BETWEEN BAY BRIDGE AND MEGURO)

BAY BRIDGE MUSASHIKOSUGI MEGURO

4. ACCESS POINT

EACH POINT MENTIOND ITEM 3

5. FLIGHT RULE

(1) AIRCRAFT AROUND AREA A, B, AND D ARE REQUESTED TO AVOID FLYING AS FAR AS POSSIBLE BLW 3000FT WI THE AREA MENTIONED ITEM1.

(2) HEL EXC EMERG RESPONSE HEL ARE REQUESTED TO AVOID AREA D MENTIONED ITEM2, EXC FOR HEL WHICH GET INFO FOR ENTRANCE FM LCL TFC INFO SVC.

- (3) HEL FLYING ON VFR CORRIDOR MENTIONED ITEM3 ARE REQUESTED TO KEEP THE RULE.
- (4) HEL NOT FLYING ON VFR CORRIDOR MENTIONED ITEM3 ARE REQUESTED TO KEEP OUT THE CORRIDOR.
- (5) HEL USING VFR CORRIDOR MENTIONED ITEM3 ARE REQUESTED TO FLY OVER THE SUITABLE ACCESS POINTS MENTIONED ITEM3 TO ENTER/LEAVE THE VFR CORRIDOR.

F)SFC G)3000FT AMSL

## 内容 (案)

有効期間 : 20xx年9月1日 x x時 x x分から9月3日 x x時 x x分 (日本時間)

内 容 : VFR航空機に関わる指定飛行経路等の設定について

### 1. 区域一

東京都庁を中心とする半径15NMの空域(管制圏、特別管制区及び情報圏を除く。)

### 2. エリアB及びエリアD(応急対策活動重点エリア)の設定

#### (1) エリアB

- ・東京都庁を中心に半径15NMの空域
- ・高度 2000FT未満

#### (2) エリアD(応急対策活動重点エリア)

- ・区域 ○○～○○～○○～○○～○○の範囲内
- ・高度 1300FT未満
- ・区域内の局地情報提供所 市ヶ谷・・・

### 3. 指定飛行経路の設定一

高度 都心部方向:2100±100FT、都心外方向:2400±100FT

- (1) 柏～堀切ルート:柏IC～三郷JCT～堀切橋
- (2) 蓮田～新荒川橋ルート:蓮田SA～川口JCT～新荒川大橋
- (3) 桶川～戸田橋ルート:桶川加納IC～大宮～美女木JCT～戸田橋
- (4) 所沢～池袋ルート:所沢IC～陸自朝霞駐屯地～池袋駅
- (5) スカイツワー西東京～新宿ルート:スカイツワー西東京～東京都庁
- (6) 多摩～渋谷ルート:多摩Pt～読売ランド～渋谷駅
- (7) ベイブリッジ～目黒ルート:横浜ベイブリッジ～武蔵小杉駅～目黒駅

### 4. 進入離脱点一指定飛行経路で示した各地点

### 5. 飛行方法一

- (1) 周辺航空機は、1.に示す区域においては高度3000FT未満の空域をできる限り避けること。
- (2) 救助活動に従事するヘリコプター以外のヘリコプターは、2.に示すエリアDを飛行しないこと。ただし、局地情報提供所から進入可能な旨の情報を得た場合を除く。
- (3) 3.に示す指定経路を飛行するヘリコプターは、ルールに従うこと。
- (4) 3.に示す指定経路を飛行しないヘリコプターは当該経路を避けること。
- (5) 指定飛行経路を利用するヘリコプターは指定飛行経路へ/から進入/離脱を行う場合は4.に示す適宜の進入離脱点を通すること。

マニュアル (本文) 第2章 第3項 (1) 輻輳の防止、解消のための要領ウ(ア) 関連

マニュアルの適用及び安全運航確保要領に基づく措置として、全般情報提供が行われる。

ノータム本文 (例)

A)RJTD B)xx0901XXXX C)UFN

E)TFC INFO SERVICE

1. AREA

SERVICE AREA WI 15NM RADIUS OF TOKYO METROPOLITAN GOVERNMENT OFFICE (354135N1394131E)  
EXC CTR, POSITIVE CONTROL AREA AND INFORMATION ZONE

2. CALL SIGN AND FREQ

(1) AREA ALPHA 2000FT TO 3000FT

• AIRSPACE WI TOKYO APCH CTL AREA

CALL SIGN TOKYO TCA

FREQ 124.75MHZ/256.1MHZ

• AIRSPACE WI YOKOTA APCH CTL AREA

CALL SIGN YOKOTA APCH CTL

FREQ 120.7MHZ/317.85MHZ

(2) AREA BRAVO 1300FT TO 1700FT

122.6MHz

3. CONTENTS OF INFO

TFC INFO

4. RMK

VFR ACFT FLYING WI ABV AIRSPACE ARE REQUESTED TO CTC FOR INFO

F)1300FT G)3000FT AMSL



## 内容 (例)

有効期間 : 20xx年9月1日xx時xx分から9月3日xx時xx分(日本時間)

### 内 容

#### 1. 区 域

東京都庁(354135N1394131E)を中心とする半径15NM、高度3000FT未満の空域において、航空交通情報の提供が次の通り実施される。ただし、管制圏、特別管制区、情報圏を除く。

#### 2. 呼出名称及び周波数

##### (1) エリアA(2000FT以上~3000FT未満)

- ・東京進入管制区内の空域

呼出名称-東京TCA

周波数 -124.75MHz/256.1MHz

- ・横田ACA内の空域

呼出名称-横田アプローチコントロール

周波数-120.7MHz/317.85MHz

#### 3. 提供情報

交通情報

#### 4. 備 考

上記空域を飛行するすべてのVFR航空機は通信設定し情報を得ること

マニュアル（本文）第2章 第3項（1） 輻輳の防止、解消のための要領ウ(イ) 関連

マニュアルの適用及び安全運航確保要領に基づく措置として、局地情報提供が行われる。

ノータム本文（例）

A)RJTT B) xx 0901XXXX C)UFN  
 E)LOCAL TFC INFO SERVICE  
 1. CALL SIGN TONERI GROUND  
 2. FREQ 123.45MHZ  
 3. OPERATOR JAPAN GROUND SELF DEFENSE FORCE  
 4. AREA C(CHARLIE) 3NM RADIUS OF TONERI PARK( N E) IN TOKYO PREF  
 ALT 1700FT OR BLW  
 5. CONTENTS OF INFO TFC INFO, LDG/TKOF SEQUENCE, HOLDING PROC AND OTHER INFO FOR SAFETY  
 6. RMK ALL ACFT FLYING WI ABV AIRSPACE AND LDG/TKOF AT TONERI PARK ARE  
 REQUESTED TO CTC FOR INFO  
 F)SFC G)1700FT AMSL

内容（例）

有効期間 : 20xx年9月1日 x x時 x x分から9月3日 x x時 x x分（日本時間）  
 内容 : 航空交通情報の提供が次の通り実施される。  
 呼出名称—舎人グラウンド  
 周波数 — 1 2 3. 4 5MHZ  
 実施者 — 陸上自衛隊  
 提供空域—東京都立舎人公園（ N E）を中心とする半径3NM、高度  
 1 7 0 0 F T以下の空域  
 提供情報—交通情報、離着陸の順序、待機方法、その他  
 備考 — 上記空域を飛行する、及び舎人公園に離着陸するすべての航空機は  
 通信設定し情報を得ること

マニュアル（本文）第2章 第3項（2）オ ヘリコプターに対する危険回避のための要領 関連

マニュアルの適用及び安全運航確保要領に基づく措置として、ヘリコプターの運航に影響ある空域を回避させる。

ノータム本文（例）

A)RJTT B)xx0901XXXX C)UFN

E)ALL SMALL ACFT ARE REQUESTED TO AVOID FLYING AS FAR AS POSSIBLE IN THE FLW DUE TO MASSIVE CONFLAGRATION.

AREA: 1NM RADIUS OF SHINAGAWA POWER PLANT( N E) IN TOKYO PREF

F)SFC G)3000FT AMSL

内容（例）

有効期間 : 20xx年9月1日 x x時 x x分から9月3日 x x時 x x分（日本時間）

注意喚起 : 全ての小型航空機は、大規模火災のため、次に示す空域での飛行をできるかぎり避けること。

空 域 : 東京都品川発電所（ N E）を中心とする半径1NM  
高度3000FT以下

マニュアル (本文) 第 2 章 第 3 項 (3) サイレントタイムの効率的な設定のための要領 関連

マニュアルの適用及び安全運航確保要領に基づく措置として、サイレントタイムの協力要請を行う。

ノータム本文 (例)

A)RJTT B)xx0901XXXX C)040901XXXXEST  
E)ESTABLISHMENT OF SILENT TIME  
ALL SMALL ACFT ARE REQUESTED TO AVOID FLYING WI THE FLW AREA AS FAR AS POSSIBLE IN ORDER  
TO PREVENT NOISE FOR RESCUE OPS.  
AREA: 2NM RADIUS OF AOBADAI COM ANTENNA( N E) IN YOKOHAMA CITY  
F)SFC G)3000FT MSL

内容 (例)

有効期間 : 20xx 年 9 月 1 日 x x 時 x x 分から x x 時 x x 分 (予定) まで  
注意喚起 : サイレントタイムの設定  
全ての小型航空機は、地上の捜索救難活動に伴う騒音防止のため、次に示す空域  
での飛行をできる限り避けること。  
空 域 : 横浜市青葉台通信アンテナ ( N E) を中心とする半径 2 NM  
高度 3 0 0 0 F T 以下

## ⑥ 通 話 要 領

### 1. 用 語

#### (1) 離 陸

風 [風向] 度 [風速] ノット、離陸支障なし。

WIND [wind direction](DEGREES) AT [wind velocity](KNOT/S), SPOT IS CLEAR.

#### (2) 着 陸

着陸支障なし、風 [風向] 度 [風速] ノット。

SPOT IS CLEAR, WIND [wind direction](DEGREES) AT [wind velocity](KNOT/S).

#### (3) 空域への進入

進入支障なし、[位置通報点] 上で通報せよ。

REPORT OVER [reporting point].

#### (4) 待 機

[地点] 上空で待機せよ。

HOLD AT [location].

### 2. 通信例

#### (1) 凡 例

ア A (TCA又はアプローチ) : 全般情報提供所

イ G (アドバイザー又はグラウンド) : 局地情報提供所

ウ P : 操縦士

#### (2) 通信例

ア 全般情報提供所とのイニシャルコンタクト

P : TOKYO TCA, JA0001, KEISATSU (識別名), MISATO JCT 2000ft. (三郷 JCT)

A : JA0001 ROGER (了解)

(レーダーが設置されている場合、次の交信が行われる場合がある。)

P : TOKYO TCA, JA0001, KEISATSU, MISATO JCT 2000ft. (三郷 JCT)

A : JA0001, INDENT (アイデントを送れ)

A : JA0001, RADAR CONTACT. (アイデントを確認)

イ 全般情報提供エリアからの離脱 (じ後、局地情報提供エリアへ進入)

P : TOKYO TCA, JA0001, KEISATSU (識別名), HORIKIRI JCT 2400ft, LEAVING YOUR  
FREQUENCY. (堀切橋上空、離脱する)

A : JA0001 TCA ADVISORY TERMINATED. (TCAアドバイザー業務終了)



- ウ 局地情報提供所とのイニシャルコンタクト  
 P : ○○GROUND (○○グラウンド)HUNTER01, HORIKIRI BRIDGE 2000ft, APPROACHING  
 KIBA. (堀切橋上空、木場公園に進入する。)  
 G : HUNTER01, REPORT AKIHABARA. (秋葉原に行き通報せよ)
- エ 待機の助言等  
 G : HUNTER01, HOLD AT HORIKIRI BRIDGE, CH47 HOLDING.  
 (堀切橋で待機せよ CHが待機中、注意せよ)  
 P : HOLD, HUNTER01. (了解)  
 G : HUNTER01, REPROT ○○. (進入を開始し、○○で通報せよ) ※1  
 P : REPORT ○○, HUNTER01. (了解)
- オ 着陸の助言等  
 G : HUNTER01, SPOT IS CLEAR. (着陸支障なし) ※2  
 P : SPOT IS CLEAR, HUNTER01. (了解)  
 G : HUNTER01, OH-6 DEPARTING. (OH-6 が離陸中、注意せよ)
- カ 離陸の助言  
 P : ○○GROUND (○○グラウンド), HUNTER01, READY. (離陸準備完了)  
 G : HUNTER01, SPOT IS CLEAR. (離陸支障なし) ※3
- キ 局地情報提供エリアからの離脱  
 P : ○○GROUND (○○グラウンド), HUNTER01, KOMATSUGAWA 1700ft, LEAVING YOUR  
 FREQUENCY. (小松川橋上空、離脱する)  
 G : HUNTER01, ROGER. (了解)
- ク 全般情報提供所との交信  
 P : TOKYO TCA, HUNTER01, MEGURO, TO OMIYA 2400ft.  
 (目黒駅上空、2400ft で大宮に向かう)  
 A : HUNTER01 ROGER, NO TRAFFIC. (了解、現在、待機はおりません)
- ケ 全般情報提供エリアからの離脱  
 P : TOKYO TCA, HUNTER01, OMIYA 2400ft, LEAVING YOUR FREQUENCY.  
 (大宮上空、離脱する)  
 A : HUNTER01 TCA ADVISORY TERMINATED. (T C Aアドバイザリー業務終了)

- ※1 “CLEARED FOR APPROACH”等の用語は原則的には使用できないため、経路上次の位置通報点の報告を求めることで待機指示の解除が含まれる。
- ※2 “CLEARED TO LAND”の用語は原則的には使用できないため、上記例のような表現になる。
- ※3 “CLEARED FOR TAKE OFF”の用語は原則的には使用できないため、上記例のような表現になる。

### 3. その他

- (1) 操縦士は、通常使用している用語(英語又は日本語)により交信する。
- (2) 通信例は、基準を示すものであり、用語の使用は管制員により異なる。
- (3) 緊急事態発生時等において航空管制業務で使用している管制用語が使用された場合は、これに従う。  
例: “GO AROUND” “BREAK TRAFFIC” “HOLD”

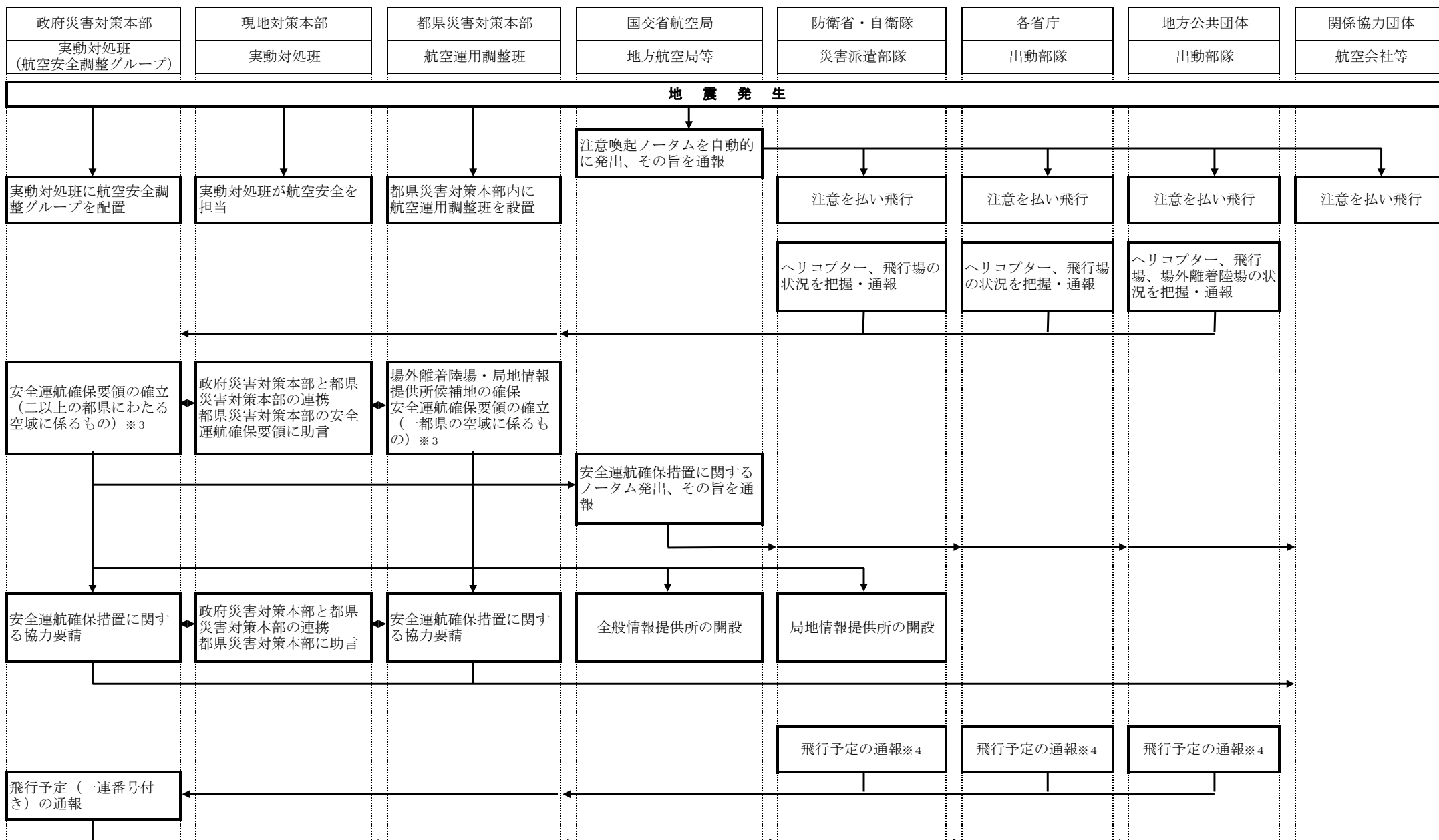
⑦ 関係機関等の連絡先

省庁等	部署	担当者	T	E	L	F	A	X
政府災害対策本部 (本部設置後)	事務局	実動対処班 (航空安全調整グループ)	未	開設		未	開設	
政府現地対策本部 (本部設置後)	事務局	実動対処班	未	開設		未	開設	
内閣官房	副長官補(事態対処・危機管理担当)付 初動企画班	参事官補佐	03-3581-3316			03-3593-2516		
内閣府	防災担当緊急災害事態対処担当	参事官補佐	03-3501-5695			03-3503-5690		
警察庁	生活安全局地域課	課長補佐	03-3581-0141 (内3602)			03-3580-3014		
総務省	総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課	航空係長	03-5253-5902			03-5253-5903		
消防庁	広域応援室	航空係長	03-5253-7527			03-5253-7537		
厚生労働省	医政局地域医療計画課	専門官	03-3595-2185			03-3503-8562		
国土交通省	航空局監理部航空安全推進課航空保安対策室	危機管理係長	03-5253-8696			03-3580-5233		
海上保安庁	環境防災課	防災係長	03-3591-9819			03-3591-5085		
防衛省	統合幕僚監部参事官付	専門官	03-3268-3111 (内30956)			03-5229-2136		
	総務局総合防災部防災対策課(平時)	課長代理(情報統括担当)	03-5388-2458 (平日日中)			03-5388-1270		
東京都	夜間防災連絡室(平時の夜間休日) 調整班(災害対策本部設置時)	夜間防災連絡室	03-5388-2459 (夜間休日)			03-5388-1958		
	くらし安全防災局防災部災害対策課	—	中防無線 62-70687~70689			03-5388-1260		
神奈川県		応急対策グループリーダー	045-210-3430			045-210-8829		
		当直員(災害対策本部実施直時の夜間)	045-210-3456			045-210-6409		
千葉県	防災危機管理部危機管理課	災害対策室	043-223-2175			043-222-1127		
埼玉県	危機管理部防災部消防防災課	消防広域担当	048-830-8171			048-830-8159		
日本新聞協会	航空取材問題に関する小委員会	委員長	03-5541-8648			03-3542-3263		
	日本新聞協会編集制作部	(委員長不在時)	03-3747-0011			03-3747-0013		
全日本航空事業連合会		編集担当主管	03-3591-8721			03-3591-6149		
日本航空機操縦士協会	事務局	総務部長・専務理事	03-5445-1353			03-5445-9527		
	事務局	総務部長	03-3501-0433			03-3501-0435		

⑧-1 関係機関の行動の概要

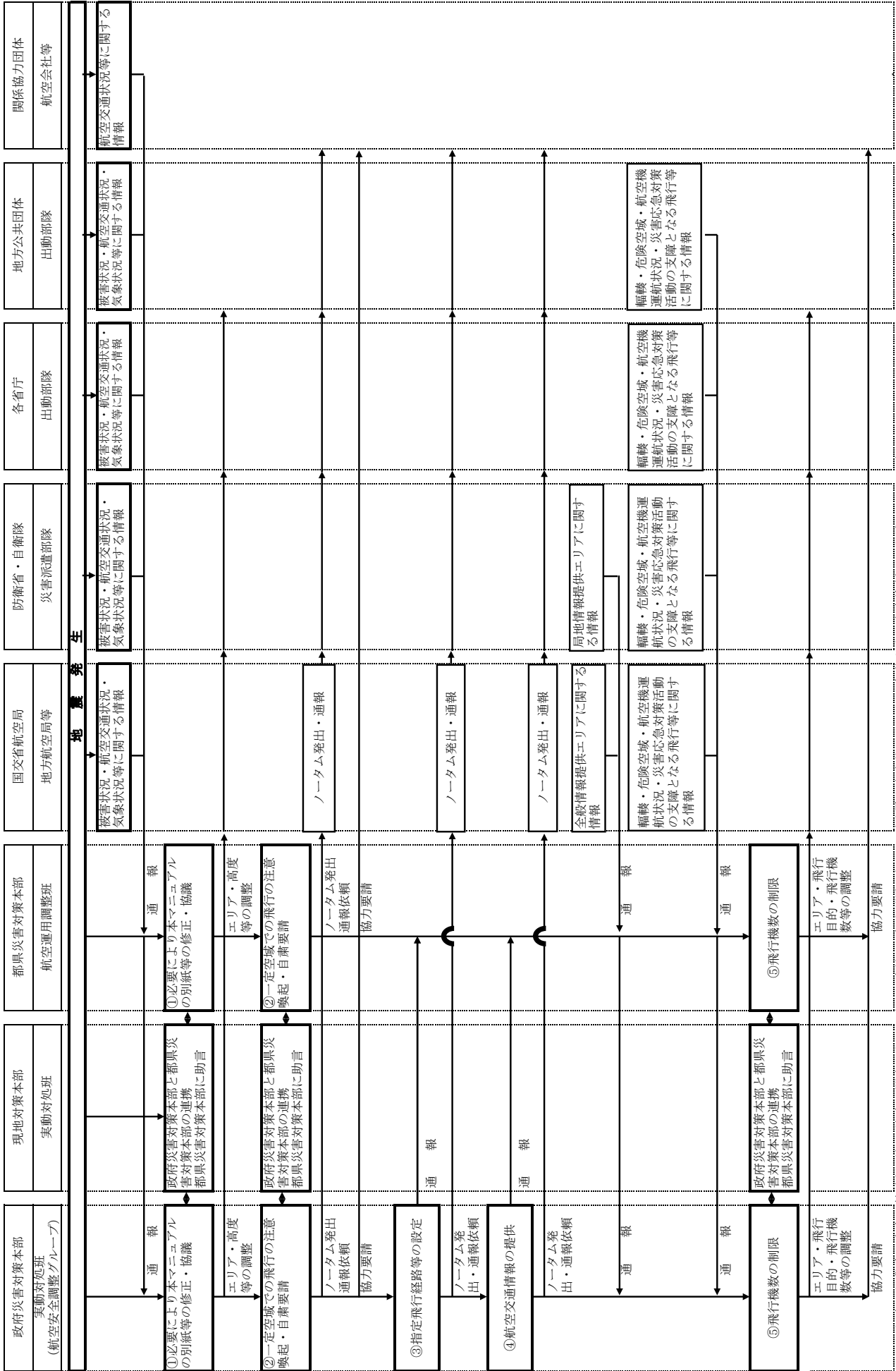
	平素における準備	災害発生直後からの行動
内閣官房・内閣府	<ul style="list-style-type: none"> <li>○連絡調整会議の開催</li> <li>○本マニユアルの実行に必要な計画等の作成、訓練等の実施</li> <li>○必要な情報交換、情報の集約・共有の実施</li> <li>○関係協力団体との連絡、調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○政府災害対策本部及び現地対策本部を設置</li> </ul>
政府災害対策本部		<ul style="list-style-type: none"> <li>○政府災害対策本部の実動対処班に、航空安全調整グループを配置</li> <li>○関係機関等の被災状況、ヘリコプター・飛行場等の状況把握</li> <li>○二以上の都県にかかる安全運航確保要領の決定・修正、周知</li> <li>○関係協力団体への協力要請</li> <li>○関係機関等のヘリコプターの運航状況（特に飛行機数、輻輳の程度、危険な飛行等の状況）、飛行予定（活動予定機数、場所等）の把握、通報</li> </ul>
現地対策本部		<ul style="list-style-type: none"> <li>○現地対策本部の実動対処班において、航空安全を担当</li> <li>○都県災害対策本部における安全運航確保要領の確立支援、助言、要望確認</li> </ul>
関係省庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本マニユアルの実行に必要な計画等の作成、訓練等の実施</li> <li>○航空交通情報の提供に必要な調査等の実施</li> <li>○必要な情報交換の実施</li> <li>○関係協力団体との連絡、調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急災害対策本部及び現地対策本部への要員の派遣</li> <li>○各省庁の被災状況、初動派遣・広域応援のヘリコプター・飛行場等の状況の把握、通報</li> <li>○安全運航確保要領の徹底</li> <li>○ヘリコプターの運用</li> <li>○ヘリコプターの運航状況（特に飛行機数、輻輳の程度、危険な飛行等の状況）、飛行予定の通報</li> <li>○航空交通情報の提供（国交省、自衛隊）</li> <li>○飛行場・場外離着陸場、局地情報提供所の管理・運営</li> </ul>
地方公共団体 (都県災害対策本部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本マニユアルの実行に必要な計画等の作成、訓練等の実施</li> <li>○場外離着陸場、局地情報提供所適地の確保に必要な調査等の実施</li> <li>○必要な情報交換の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都県災害対策本部内に、航空運用調整班を設置</li> <li>○場外離着陸場、局地情報提供所適地の確保</li> <li>○各都県内の被災状況、初動派遣のヘリコプター・飛行場等の状況の把握、通報</li> <li>○各都県内の空域に係る安全運航確保要領の決定・修正、周知</li> <li>○ヘリコプターの運用</li> <li>○ヘリコプターの運航状況（特に飛行機数、輻輳の程度、危険な飛行等の状況）、飛行予定の通報</li> <li>○飛行場・場外離着陸場の管理</li> </ul>

⑧-2 地震発生直後からの措置フローチャート





⑧-3 安全運航確保要領確立のフローチャート



※1：記述した業務は安全運航確保要領の決定に関するものであり、概ねの時系列順である。  
 ※2：各業務は、被害状況・航空機運航状況・天候等により適宜見直される。  
 ※3：各種情報の通報は適宜実施する。  
 ※4：安全運航確保手段は、輻輳度が大きいほど②から⑤に移行するが、②～⑤が同時に複数決定・実施されることもある。  
 (地震発生直後のノータム自動発出は参考資料2に記述している。)

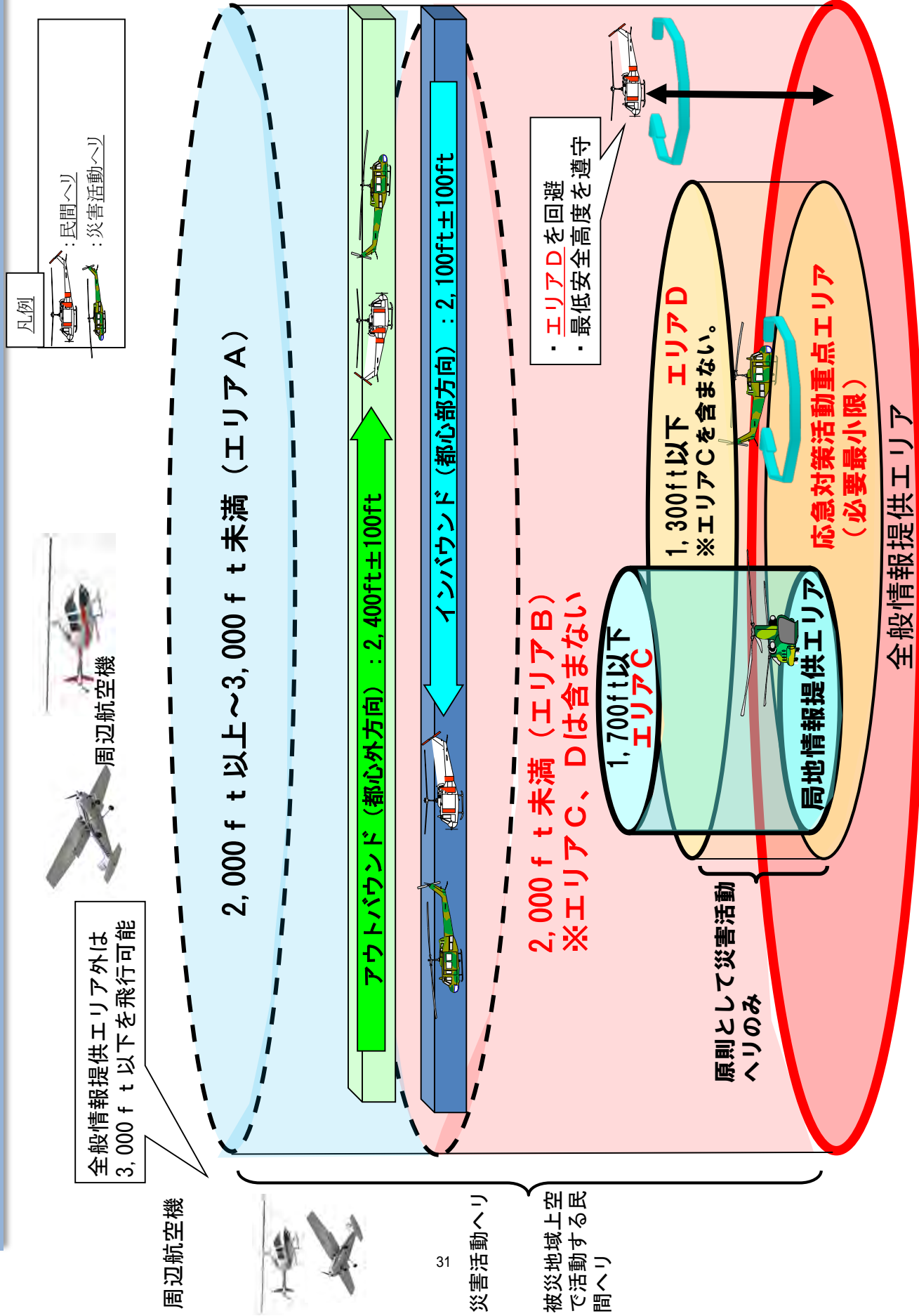
⑧ー4 安全運航確保手段の政府災害対策本部と都県災害対策本部の安全確保手段の決定権について

安全確保理由	安全確保要領 (本文中表記)	安全運航確保手段	時期的区分	決定権者	決定権の考え方	処置要領	周知要領	備考
<p>○地震発生直後の錯綜、輻輳の回避(その後の変更を含む)</p> <p>○多数の救援航空機の活動が予想される空域に対する注意喚起、不要不急の飛行の自粛要請</p> <p>○天候不良により指定飛行経路、基準高度が維持できないと予測される場合</p>	<p>発生直後(政府災害対策本部及び都県災害対策本部により安全運航確保要領の確立、及び周知が行われるまでの間)</p> <p>政府災害対策本部及び都県災害対策本部設置以降</p>	<p>一定空域での飛行の注意喚起、自粛要請</p>	<p>発生直後</p>	<p>国土交通省</p>	<p>東京都区部5強以上又は1都3県6弱以上により自動的に実施</p>	<p>国土交通省(航空局)によるノータムの発出</p>	<p>国土交通省がノータムの発出を関係機関等に通報</p>	<p>都県災害対策本部は、政府災害対策本部が決定する事項等について、必要があると認められる場合は、政府災害対策本部に対し、これらの決定、変更等について意見を申し出る。</p> <p>・決定した事項は、政府災害対策本部に報告する。 ・現地対策本部が設置されている場合は、現地対策本部が支援する。</p>
		<p>指定飛行経路の設定</p>	<p>都心部方向 都心外方向 進入離脱点 位置通報点 空域区分 応急対策活動重点エリア</p>	<p>政府災害対策本部設置以降</p>	<p>本マニュアルを準用 政府災害対策本部</p>	<p>東京都区部5強以上又は1都3県6弱以上により自動的に実施</p> <p>一都県のみ空域における設定についても政府災害対策本部が決定</p>	<p>政府災害対策本部は、別冊に定める基準又は標準例等に基づき、関係機関と調整し決定した内容をもって、国土交通省(航空局)に対しノータムの発出を依頼</p>	
<p>○輻輳の防止、解消のための要領</p>	<p>発生直後</p> <p>政府災害対策本部設置以降</p>	<p>航空交通情報の提供</p>	<p>政府災害対策本部設置以降</p>	<p>政府災害対策本部</p>	<p>関係機関と調整し政府災害対策本部が決定</p>	<p>政府災害対策本部は、関係機関と調整し決定した内容をもって、国土交通省(航空局)に対しノータムの発出を依頼</p>	<p>国土交通省がノータムの発出を関係機関等に通報 ・政府災害対策本部は関係協力団体に対して必要な協力を要請</p>	<p>都県災害対策本部は、政府災害対策本部が決定する事項等について、必要があると認められる場合は、政府災害対策本部に対し、これらの決定、変更等について意見を申し出る。</p>
		<p>飛行機数の制限</p>	<p>一般情報提供エリア 局地情報提供エリア 局地情報提供所 臨時情報提供所</p>	<p>政府災害対策本部及び都県災害対策本部設置以降</p>	<p>政府災害対策本部</p>	<p>二以上の都県にわたる空域に係る場合</p>	<p>政府災害対策本部で災害応急対策活動等の優先順位を考慮し、関係機関とエリア・時間等を調整 ・国土交通省(航空局)によるノータムの発出</p>	
<p>○その他 場外離着陸場の確保</p>	<p>場外離着陸場の管理</p>	<p>確保・誘導</p>	<p>状況の判明に伴い</p>	<p>関係機関</p>	<p>避難者等の流入回避、障害物除去 ・必要な表示、吹流し、照明等の処置 ・可能な限りの誘導員配置</p>	<p>都県災害対策本部で災害応急対策活動等の優先順位を考慮し、関係機関とエリア・時間等を調整 ・国土交通省(航空局)によるノータムの発出</p>	<p>国土交通省がノータムの発出を関係機関等に通報 ・都県災害対策本部は関係協力団体に対して必要な協力を要請</p>	<p>・決定した事項は、政府災害対策本部に報告する ・現地対策本部が設置されている場合は、現地対策本部が支援する。</p>



安全確保理由	安全確保要領 (本文中表記)	安全運航確保手段	時期的区分	決定権者	決定権の考え方	処置要領	周知要領	備考
○ヘリコプターに危険のある被害が予想される空域の飛行を回避	○ヘリコプターに対する危険回避のための要領	一定空域での飛行の注意喚起、自粛要請	政府災害対策本部及び都県災害対策本部設置以降	政府災害対策本部	二以上の都県にわたる空域に係る場合	政府災害対策本部は、関係機関とエリア、高度等に関して調整し決定した内容をもって、国土交通省(航空局)に対しノータムの発出を依頼	・国土交通省がノータムの発出を関係機関等に通報 ・都県災害対策本部は関係協力団体に対して必要な協力を要請	都県災害対策本部は、政府災害対策本部が決定する事項等について、必要があると認めれば、政府災害対策本部に対し、これらの決定、変更等について意見を申し出る。
○ヘリコプター飛行によるサイレントタイムへの影響が予想される空域の飛行を回避	○サイレントタイムのための要領	一定空域での飛行の注意喚起、自粛要請	政府災害対策本部及び都県災害対策本部設置以降	政府災害対策本部	二以上の都県にわたる空域に係る場合	都県災害対策本部は、関係機関とエリア、高度等に関して調整し決定した内容をもって、国土交通省(航空局)に対しノータムの発出を依頼	・国土交通省がノータムの発出を関係機関等に通報 ・都県災害対策本部は関係協力団体に対して必要な協力を要請	都県災害対策本部は、政府災害対策本部が決定する事項等について、必要があると認めれば、政府災害対策本部に対し、これらの決定、変更等について意見を申し出る。
○多数の救援航空機等が活動する空域の中を飛行する無人航空機からの危険回避	○無人航空機による危険を回避するための要領	無人航空機の運航者に対する一定空域での飛行の注意喚起、自粛要請	政府災害対策本部及び都県災害対策本部設置以降	政府災害対策本部	二以上の都県にわたる空域に係る場合	・政府災害対策本部は関係機関とエリア等調整し決定 ・その内容をもって国土交通省(航空局)を通じて無人航空機関係協力団体及び一般運航者への注意喚起を依頼 ・都県災害対策本部は関係機関とエリア等を調整し決定 ・その内容をもって国土交通省(航空局)を通じて無人航空機関係協力団体及び一般運航者への注意喚起を依頼	・国土交通省による航空局HPを利用した無人航空機運航者への協力要請 ・国土交通省を通じて無人航空機関係協力団体への協力要請 ・都県災害対策本部は関係協力団体に対して必要な協力を要請	都県災害対策本部は、政府災害対策本部が決定する事項等について、必要があると認めれば、政府災害対策本部に対し、これらの決定、変更等について意見を申し出る。
		災害応急対策ヘリコプターを運航する関係機関に対する無人航空機の運航に関する情報提供		なし	情報共有・連携に関する事項のためなし	関係機関への情報提供 ・国土交通省(航空局)を通じて無人航空機の運航者への注意喚起情報 ・無人航空機の運航に関する情報	・政府災害対策本部が入手した場合、関係機関等に周知する。 ・都県災害対策本部が入手した場合、関係機関等に周知する。	無人航空機の運航に関する情報 ・関係機関が救助活動等のため無人航空機を運航する情報 ・関係機関等以外の者が運航する無人航空機の飛行に係る情報

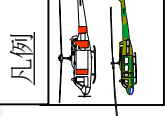
# ⑧-5 空域区分及びエリア名称



# ⑧-6 全般情報提供エリアにおける通信設定要領

## <予備周波数の優先順位>

- ①130. 3MHz、 ②131. 925MHz、 ③131. 975MHz、 ④129. 75MHz
- ⑤131. 875MHz、 ⑥131. 15MHz、 ⑦135. 95MHz、 ⑧123. 45MHz

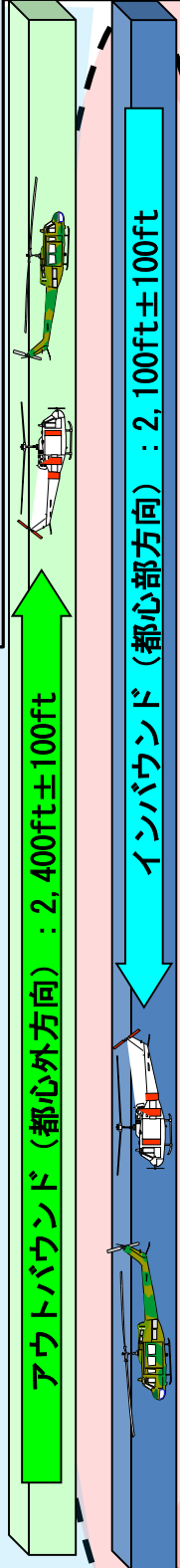


2,000ft以上~3,000ft未満 (エリアA)

3,000ft  
2,000ft

### <エリアA>

- ・東京TCA : 124. 75MHz / 256. 1MHz
- ・横田アロチ : 120. 7MHz / 317. 85MHz



### <エリアB>

- ・122. 6MHz (基本)
- ・混信時、予備周波数を割当

### 2,000ft未満 (エリアB)

※エリアC、Dは含まない

### 1,700ft以下 エリアC

### <エリアC>

- 122. 95MHz
- 123. 25MHz
- 131. 8MHz
- 135. 85MHz

### <エリアD>

- ・122. 6MHz (基本)
- ・混信時、予備周波数を割当

### 1,300ft以下 エリアD

※エリアCを含まない。

原則として災害活動へりのみ

### 局地情報提供エリア

### 応急対策活動重点エリア (必要最小限)

### 全般情報提供エリア

## ⑧ー7 エリアC及びエリアDの上限高度の考え方

<考え方を整理する上での考慮事項>

- ・エリアDの上限高度は、最低安全高度を考慮しつつ、均一化を追求（簡明）。
- ・エリアCの上限高度は、以下の2点の節調を図る。
  - ① エリアC上空において活動するヘリコプター（報道ヘリ等）のための空域の確保。
  - ② 輻輳が予想される中で、離着陸のための待機のために使用できる空域の確保。
- ・騒音への配慮

### ● エリアDの上限高度（1,300ft）の考え方

（前 提）

最低安全高度＝地表高＋建物高＋約1,000ft（300m）

- ・地表高：山の手＝標高30～40m（約100ft）、下町＝標高10m以下
- ・建物高：30m（10階建てマンション）～60m（20階建てマンション）
- ※ 都心部では200m級の高層構築物も乱立

<各地域の最低安全高度>

- ・山の手：約1,200～1,300ft
- ・下 町：約1,100～1,200ft

応急対策活動ヘリコプターは最低安全高度以下で飛行することができる。したがって、エリアDの上限高度を概ね平均的な最低安全高度に設定することにより、応急対策活動ヘリコプター以外のヘリコプターに対して、過度に最低安全高度以上の空域制限を行わないことに留意しつつ、応急対策活動ヘリコプターとそれ以外のヘリコプターとの活動空域の棲み分けが可能となる。

エリアDの上限高度を山の手の平均的な最低安全高度の上限（1,300ft）に設定することで、都心部を除き東京の大半の地域の最低安全高度を下回らず、かつ、エリアBを浸食する空域を最小限とすることに努めた。

### ● エリアCの上限高度（1,700ft）の考え方

エリアCの上限高度の設定に関しては、エリアDの上限高度1300ftからエリアBの上限高度2,000ftをいかに区分するかを考える際、エリアC上空を応急対策活動ヘリコプター及びその他のヘリコプターが共通して飛行することを勘案し、2,000ftの下300ftの空域を自由に飛行できる空域として確保した。

この際、騒音への配慮として1,500ft以上でエリアC内を飛行できる空域の確保との折衷にも留意し、エリアCの上限高度を1,700ftに設定した。

# 指定飛行経路 進入・離脱点の 上空写真

令和元年5月23日

# ベイブリッジ～目黒 ルート

令和元年5月23日撮影



名 称

横浜ベイブリッジ





名 称

武蔵小杉駅





名 称

目黒駅



# 多摩～渋谷 ルート

令和元年5月23日撮影



名 称

多摩ポイント





名 称

読売ランド





名 称

渋谷駅



# 田無～新宿 ルート

令和元年5月23日撮影



名 称

田無スカイタワー





名称

東京都庁





# 所沢～池袋 ルート

令和元年5月23日撮影

名称

所沢IC





名 称

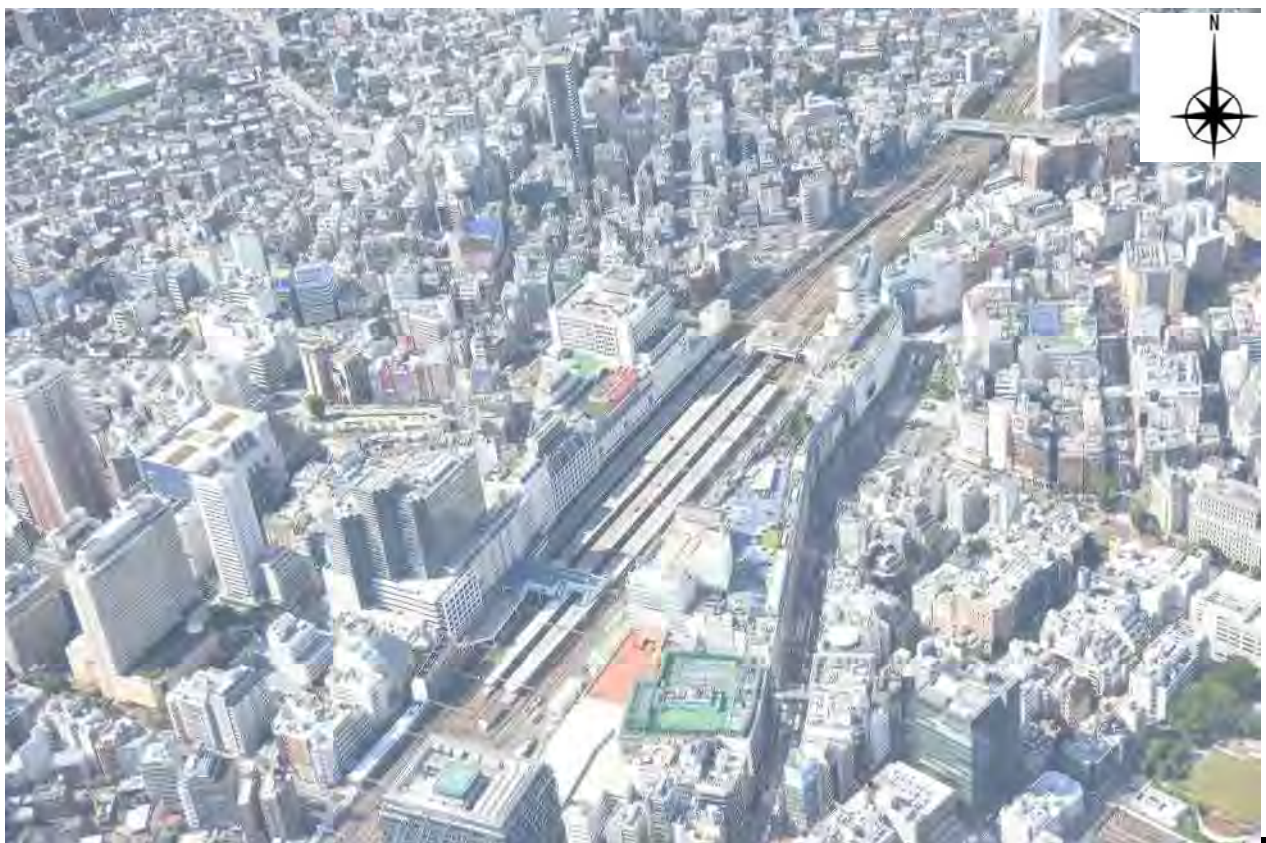
陸自朝霞駐屯地





名称

池袋駅



# 大宮～戸田橋 ルート

令和元年5月23日撮影



名 称

大宮駅





名 称

美女木JCT





名 称

戸田橋





# 岩槻～新荒川橋 ルート

令和元年5月23日撮影

名 称

岩槻IC(未撮影)



名称

川口JCT





名称

新荒川大橋



# 流山～堀切橋 ルート

令和元年5月23日撮影

名 称

流山IC(未撮影)





名 称

三郷JCT





名 称

堀切橋

